법령, 판례 등 모든 법령정보를 한 번에 검색 OK !

行政基本法施行令

(2021年9月24日公布 · 大統領令第32014号)

법제처(행정법제혁신추진단), 044-200-6737, 6738

법제처 국가법령정보센터
www.law.go.kr

行政基本法施行令

(2021年9月24日公布 · 大統領令第32014号)

第１章　総則

第１条（目的）この大統領令（以下「令」という。）は、「行政基本法」から委任された事項及びその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第２条（行政の積極的推進）「行政基本法」（以下「法」という。）第4条による行政の積極的推進と積極行政活性化のための施策の具体的な事項等については、「積極行政運営規程」及び「地方公務員積極行政運営規程」で定めるところによる。

第２章　行政作用

第3条（制裁処分の基準）法第22条第2項第４号において「大統領令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。

1. 違反行為者の帰責事由の有無とその程度
2. 違反行為者の法違反状態是正・解消のための努力の有無

第４条（許認可擬制関連協議・調整）法第24条第１項による主な許認可（以下「主な許認可」という。）　行政庁は、同条第3項による協議過程において協議の迅速な進行と意見調整のために必要と認める場合には、同条第1項による関連許認可（以下「関連許認可」という。）行政庁と協議・調整のための会議を開催することができる。

第５条（許認可擬制行政庁相互間の通知）①関連許認可行政庁は、法第24条第５項ただし書により関連許認可に必要な審議、意見聴取等の手続（以下この条において「関連許認可手続」という。）を経なければならない場合には、次の各号の事項を具体的に明らかにし、遅滞なく主な許認可行政庁に通知しなければならない。

1. 関連許認可手続の内容
2. 関連許認可手続にかかる期間
3. その他、関連許認可手続の履行に必要な事項

②主な許認可行政庁は、法第24条及び第25条により主な許認可をし、又は法第26条第２項により主な許認可があった後、これを変更したときは、遅滞なく関連許認可行政庁にその事実を通知しなければならない。

③主な許認可行政庁又は関連許認可行政庁は、第１項及び第２項で規定した事項のほかに主な許認可又は関連許認可の管理・監督に影響を及ぼす重要事項が発生した場合には、相互間にその事実を通知しなければならない。

第６条（公法上契約）　行政庁は、法第27条により公法上の法律関係に関する契約を締結するとき、法令等に基づく関係行政庁の同意、承認又は協議等が必要な場合には、これを全て経なければならない。

第７条（課徴金の納付期限延期及び分割納付）①課徴金納付義務者は、法第29条各号列記以外の部分ただし書により課徴金納付期限を延期し、又は課徴金を分割納付しようとする場合には、納付期限10日前までに課徴金納付期限の延期又は課徴金の分割納付を申請する文書に、同条各号の事由を証明する書類を添付して行政庁に申請しなければならない。

②法第29条第４号に規定する「大統領令で定める事由」とは、同条第１号から第３号までに準ずるものとして課徴金納付期限の延期や課徴金の分割納付が必要であると行政庁が認める事由をいう。

③行政庁は、法第29条各号列記以外の部分ただし書に基づいて課徴金納付期限が延期されたり、課徴金の分割納付が許容された課徴金納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その直ちに課徴金を一度に徴収することができる。

1. 分割納付することにした課徴金をその納付期限までに納付しない場合
2. 担保提供要求に従わない、又は提供された担保の価値を毀損する行為をした場合
3. 強制執行、競売の開始、破産宣告、法人の解散、国税又は地方税強制徴収等の事由で課徴金の全部又は残りを徴収することができないと認められる場合
4. 法第29条各号の事由が解消され、課徴金を一度に納付することができると認められる場合
5. その他第１号から第４号までに準ずる事由がある場合

第８条（履行強制金の賦課等）①法第31条第１項各号列記以外の部分ただし書に規定する「大統領令で定める場合」とは、次の各号の場合をいう。

1. 履行強制金賦課金額が合議制行政機関の議決を経て決定される場合
2. １日当たり履行強制金賦課金額の上限等法第31条第１項第５号に準ずる履行強制金賦課上限を履行強制金賦課の根拠となる法律で定める場合

②法第31条第３項による戒告には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 義務者の氏名及び住所（義務者が法人又は団体の場合には、その名称、主たる事務所の所在地及びその代表者の氏名）
2. 履行していない行政上の義務の内容と法的根拠
3. 行政上の義務の履行期限
4. 行政上の義務を履行しない場合、履行強制金を賦課する旨
5. その他異議申立ての方法等、戒告の相手方に知らせる必要があると認められる事項

③第２項第３号の履行期限は、行政上の義務の性質及び内容等を考慮し、社会通念上、その義務履行に必要な期間が十分確保されるように定めなければならない。

第９条（直接強制の戒告）法第32条第３項により準用される法第31条第３項による戒告には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 義務者の氏名及び住所（義務者が法人又は団体の場合には、その名称、主たる事務所の所在地及びその代表者の氏名）

2. 履行していない行政上の義務の内容と法的根拠
3. 行政上の義務の履行期限
4. 行政上の義務を履行しない場合、直接強制を行う旨
5.その他異議申立て方法等、戒告の相手方に知らせる必要があると認められる事項

第10条（直接強制又は即時強制執行責任者の証票）法第32条第２項及び第33条第２項による証票には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 執行責任者の氏名及び所属
2. 直接強制又は即時強制の法的根拠
3.その他当該証票の所持者が直接強制又は即時強制の執行責任者であることを表示するために必要な事項

第11条（異議申立ての方法等）①法第36条第１項により異議申立てをしようとする者は、次の各号の事項を記した文書を該当行政庁に提出しなければならない。

1.申立人の氏名・生年月日・住所（申立人が法人や団体の場合には、その名称、主事務所の所在地とその代表者の氏名）と連絡先
2. 異議申立ての対象となる処分の内容と処分を受けた日
3. 異議申立ての理由

②行政庁は、法第36条第２項ただし書により異議申立て結果の通知期間を延長しようとする場合には、延長通知書に延長事由と延長期間等を具体的に記載しなければならない。

③行政庁は、法第36条による異議申立てに対する受付及び処理状況を異議申立て処理台帳に記録して維持しなければならない。

④法制処長は、異議申立て制度の改善のために必要な場合には、行政庁に異議申立て処理状況等異議申立て制度の運営現況を点検するために必要な資料の提供を要請することができる。

第12条（処分の再審査申請事由）　法第37条第１項第３号に規定する「民事訴訟法」第451条による再審事由に準ずる事由が発生した場合等大統領令で定める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

1.　処分業務を直接又は間接的に処理した公務員がその処分に関する職務上の罪を犯した場合
2. 処分の根拠となった文書又はその他の資料が偽造又は改ざんされたものである場合
3. 第三者の虚偽の陳述が処分の根拠となった場合
4. 処分に影響を及ぼす重要事項について判断が欠けている場合

第13条（処分の再審査申請方法等）①法第37条第１項により処分の再審査を申請しようとする者は、次の各号の事項を記した文書に処分の再審査申請事由を証明する書類を添付して当該処分をした行政庁に提出しなければならない。

1.　申請人の氏名・生年月日・住所（申請人が法人や団体の場合には、その名称、主たる事務所の所在地とその代表者の氏名）及び連絡先

2. 再審査対象となる処分の内容と処分があった日

3. 再審査申請の理由

②第１項の規定による申請を受けた行政庁は、その申請内容に補完が必要な場合は、補完すべき内容を明示し、20日以内に適切な期間を定めて補完を要請することができる。

③第２項による補完期間は、法第37条第４項による再審査結果通知期間に含まない。

④行政庁は、法第37条第４項ただし書に基づいて処分の再審査結果の通知期間を延長しようとする場合には、延長通知書に延長事由と延長期間等を具体的に記載しなければならない。

第３章　行政の立法活動等

第14条（国家行政法制委員会の設置等）①法第39条第２項による行政分野の法制度改善及び法適用基準の準備等に関する主要事項の諮問のために法制処に国家行政法制委員会（以下「委員会」という。）を置く。

②委員会は、次の各号の事項について法制処長の諮問に応じる。

1. 法令等に共通に適用される基準の導入・改善に関する事項

2. 法令の実態調査及び影響分析に関する事項

3.　その他第１号及び第２号に準ずる事項として委員会の委員長（以下「委員長」という。）が法制に必要であると認める事項

③法制処長は、第２項の規定により諮問事項について法第３９条第２項による改善措置が必要であると認める場合には、関係機関との協議を経て所管中央行政機関の長に改善措置を勧告することができる。

第15条（委員会の構成）①委員会は、委員長２名を含め50名以内の委員で、性別を考慮して構成する。

②委員長１人は法制処長がなり、他の委員長１人は行政分野の法制度等に関する専門知識と経験が豊富な者のうちから国務総理が委嘱する者（以下「委嘱委員長」という。）がなる。この場合、法制処長である委員長は、必要な場合、所属職員に法制処長である委員長の職務を代行させることができる。

③委員会の委員は、次の各号の者となる。

1.　政府委員：次の各目の中央行政機関の高位公務員団に属する一般職公務員（これに相当する特定職・別定職公務員を含む。）のうちから所属機関の長が指名する者

　가．法務部

　나．行政安全部

　다．国務調整室

　라．人事革新処

　마．法制処

　바．委員会に想定される案件に関連して法制処長である委員長が定める中央行政機関

2. 委嘱委員: 行政分野の法制度などに関する専門知識と経験が豊富な人として国務総理が委嘱する者

④ 委嘱委員長及び委嘱委員の任期は2年とし、一回だけ任期の更新 [延任] をすることができる。

⑤ 委嘱委員の辞任等により新たに委嘱された委嘱委員の任期は、前任委員任期の残りの期間とする。

第16条（委員会の運営等）①委員長は、各自委員会を代表し、委員会の業務を総括する。

②委員長が皆やむを得ない事由で職務を遂行できないときは、法制処長である委員長があらかじめ指名した委員が委員長の職務を代行する。

③委員会の会議は、委員長が必要であると認めるとき、共同で招集する。

④委員長は、委員会の案件に関連して必要であると認める場合には、関係公務員と民間専門家等を委員会に出席させたり、関係機関の長に資料の提供を要請したりすることができる。

⑤委員会の会議は、委員長2名を含め、在籍委員過半数の出席で開議し、出席委員過半数の賛成で議決する。

⑥委員会の業務を効率的に遂行するために委員会に分科委員会を置くことができる。

⑦この令で規定した事項のほか、委員会及び第６項による分科委員会の構成及び運営に必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が定める。

第17条（立法影響分析の実施）①法制処長は、行政分野の法制度改善のために必要な場合には、法第39条第２項により現行法令を対象に立法の効果性、立法が及ぼす各種影響等に関する体系的な分析（以下「立法影響分析」という。）を実施することができる。

②立法影響分析の詳細な内容は、次の各号のとおりである。

1. 法令の規範的適正性と実効性分析
2. 法令の有効性と効率性分析
3. その他法令が及ぼす各種影響に関する分析

③法制処長は、立法影響分析の結果、該当法令の整備が必要であると認められる場合には、所管中央行政機関の長と協議して法令整備計画を樹立したり、立法計画に反映するようにするなど、必要な措置を講じることができる。

④法制処長は「政府出えん研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」別表による韓国法制研究院をして第１項から第３項までに規定した業務を遂行するために必要な調査・研究を遂行することができる。

⑤法制処長は、第４項の規定による調査・研究を行う機関にその調査・研究遂行に必要な費用の全部又は一部を予算の範囲で支援することができる。

第18条（行政の立法活動等）この令で規定した事項のほか、法第３８条から第４０条までで規定した行政の立法活動の手続、政府立法計画の樹立、行政分野の法制度改善と法令解釈の手続に関する事項は、「法制業務運営規程」で定めるところによる。

第19条（書式）法又はこの令に基づく申請書、通知書、処理台帳その他の書式は、法制処長が定めて告示することができる。

附　則

第１条（施行日）この令は、公布の日から施行する。ただし、第４条、第５条及び第８条から第１３条までは、２０２３年３月２４日から施行する。

（関係大統領令の一部改正）

第2条(他の法令の改正) ① 建設産業基本法施行令一部を 次のように改正する。

第81条第5項を削除する。

② 空港施設法施行令一部を 次のように改正する。

第53条第5項を削除する。

③ 観光振興法施行令一部を次のように改正する。

第35条第5項を削除する。

④ 関税法施行令一部を次のように改正する。

第285条の7第5項を削除する。

⑤ 軌道運送法施行令一部を次のように改正する。

第7条第5項を削除する。

⑥ 麻薬類管理に関する法律施行令一部を次のように改正する。

第16条第5項を削除する。

⑦ 飲用水管理法施行令一部を次のように改正する。

第18条第5項を削除する。

⑧ 母子保健法施行令一部を次のように改正する。

第17条の4第4項を削除する。

⑨ 物価安定に関する法律施行令一部を次のように改正する。

第12条の2第5項を削除する。

⑩ 物類施設の開発及び運営に関する法律施行令一部を次のように改正する。

第8条第5項を削除する。

⑪ 物類政策基本法施行令一部を次のように改正する。

第53条第5項を削除する。

⑫ 放送広告販売代行等に関する法律施行令一部を次のように改正する。

第22条第5項を削除する。

⑬ 放送法施行令一部を次のように改正する。

第71条第6項 削除する。

⑭ 肥料管理法施行令一部を次のように改正する。

第17条第5項を削除する。

⑮社会サービス利用及び管理に関する法律施行令一部を次のように改正する。

第6条第4項を削除する。

⑯ 船舶の入港及び出港等に関する施行令一部を次のように改正する。

第9条第4項を削除する。

⑰ 水上レジャー安全法 施行令一部を 次のように改正する。

第38条の5第4項を 削除する。

⑱ 水上レジャー活動の安全及び活性化等に関する法律施行令一部を次のように改正する。

第11条第5項を削除する。

⑲ 新エネルギ及び再生エネルギ開発・利用・普及促進法施行令一部を次のように改正する。

第18条の6第5項及び第26条の5第5項を各々削除する。

⑳ エネルギ法施行令一部を次のように改正する。

第13条の10第5項を削除する。

㉑ 旅客自動車運輸事業法施行令一部を次のように改正する。

第47条第5項を削除する。

㉒ 與信専門金融業法施行令一部を次のように改正する。

第22条第5項を削除する。

㉓ 嬰幼児保育法施行令一部を次のように改正する。

第25条の5第4項を削除する。

㉔ 原電非理防止のための原子力発電事業者等の管理・監督に関する法律施行令一部を次のように改正する。

第16条第5項を削除する。

㉕ 医療機器法施行令一部を次のように改正する。

第12条第4項を削除する。

㉖ 自動車管理法施行令一部を次のように改正する。

第15条第6項を削除する。

㉗ 葬事等に関する法律施行令一部を次のように改正する。

第39条第5項を削除する。

㉘ 電気事業法施行令一部を次のように改正する。

第5条の4第5項及び第14条第5項を各々削除する。

㉙ 電子金融取引法施行令一部を次のように改正する。

第27条第4項を削除する。

㉚ 電子貿易促進に関する法律施行令一部を次のように改正する。

第10条第5項を削除する。

㉛ 電波法施行令一部を次のように改正する。

第120条第5項を削除する。

㉜ 鉄道事業法施行令一部を次のように改正する。

第10条第5項を削除する。

㉝ 航空事業法施行令一部を次のように改正する。

第16条第5項を削除する。

㉞ 港湾運送事業法施行令一部を次のように改正する。

第25条第5項を削除する。

㉟ 海洋深層水の開発及び管理に関する法律施行令一部を次のように改正する。

第40条第5項を削除する。

㊱ 海運法施行令一部を次のように改正する。

第25条第4項を削除する。